

# ～空家と一緒に農地を「売いたい」「買いたい」方へ～

## 空家とセットで農地が取得しやすくなりました！

基山町農業委員会は、空家に付随した農地を空家とともに取得（所有権移転）する場合で、次の条件（※1）を満たす場合、対象の土地に限り、農地法第3条による下限面積を1m<sup>2</sup>まで引き下げます。

売買や賃借等が難しい空家に付随した農地について、下限面積を引き下げることで、遊休農地の解消を図るとともに、基山町への定住を促進することを目的としています。

### ※1 主な条件とは

- ・指定を受ける農地が「遊休農地」または「遊休農地化が確実と見られる農地」であること。
- ・指定を受ける農地に付随した空家が「基山町空家等情報登録制度（すまいるナビ）」に登録申請されていること。
- ・指定を受ける農地は、空家に付隨し無理なく耕作できるものであること。
- ・貸借権や抵当権等が設定されていない農地であること。
- ・指定を受ける農地と付隨した空家の所有者が原則同一であること。

### 【手続きの流れ】

- 1 「すまいるナビ登録申込書」を提出（定住促進課）
- 2 「空家に付隨した農地指定申請書」（様式第1号）を農業委員会に提出
- 3 農業委員会総会において、指定する農地か否かの審議を行い、公示
- 4 農地所有者へ審査結果の通知
- 5 空家と農地の売買契約
- 6 「農地法第3条許可申請書」（※2）を農業委員会に提出
- 7 翌月の農業委員会総会において審議後、許可書を交付

### ※2 農地法第3条の許可を受けるためには、農地の権利取得者が次の全てを満たす必要があります。

- ・耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（この要件が1m<sup>2</sup>まで引き下げられます）。
- ・所有する農地の全てを効率的に耕作すること。
- ・申請者又は世帯員等が農作業に従事すること。
- ・申請農地の周辺の農地利用に影響を及ぼさないこと。

### 〈問い合わせ先〉

○空家に付隨した農地に関するご質問…基山町農業委員会事務局（0942-92-7945）

○基山町空家等情報登録制度（すまいるナビ）に関するご質問…定住促進課（0942-92-7920）